

中国のWTO加盟と西部大開発の政策調整

張 鴻*

China's Accession to WTO and Policy Options for Development of the West Region

ZHANG Hong*

Abstract

Development of the West region and China's entry into WTO are two hot issues in the 21st century. Policies for developing the West region were formulated before China's entry into WTO, so that many policies are not concordant and even conflicting with the regulation of WTO. With China's entry into WTO, formulation of domestic policies must be in accordance with the regulation of WTO. Therefore, policies for developing the West region must be adjusted and deregulated. This essay aims at putting forward the direction for the future development of the West region in China on the basis of deep analysis of the regulations and new trade agreements of WTO.

1. はじめに

改革開放以来、中国では、開発を進めた沿海地域と取り残された内陸地域の経済格差が顕在化し始めた。さらに、1992年鄧小平の南方談話による急速な市場経済化の流れと共に、この格差は一層拡大する傾向にある。このような懸念のもと、20世紀の末、西部大開発が21世紀の国家事業の一つとして動き始めた。1999 - 2001年の間に、中央政府は西部大開発を支援するために、様々な政策を打ち出した¹⁾。

2001年11月11日、世界貿易機関 (WTO) の閣僚会議は総会を開き、中国の加盟を承認し、人口13億人を抱える最大の途上国である中国を新しいメンバーとして迎えることになり、15年に及んだ加盟交渉によ

く終止符が打たれることになった。自由・無差別・多角主義による物とかねの国際取引の実現を目指したWTOのメンバーになれば、中国は世界共通の経済ルールを順守しなければならない。その上、WTOにおける次期の多角的貿易交渉 (ドーハラウンド) の影響をも受けなければならない。むしろ中国政府はWTOの加盟を改革の後押しに利用することもある。

西部大開発に関する多くの政策はWTO加盟の前に制定され、WTO規則との整合性を欠き、また、新ラウンドの影響も考えていないため、一部の政策が調整を余儀なくされる。2002年に入ってから、中央政府及び関係機関、西部地方政府における西部大開発政策の調整と戦略の見直しが始まり、国内外の関心を引き起こすことになった。

* 中国上海対外貿易大学

それでは、中国の西部大開発において、WTOの原則を守りながら、どのような開発戦略が必要となるのか。本論文では、WTO加盟による西部大開発政策の調整に注目してWTOとの整合性がある西部大開発の方向性と課題を明らかにする。

2. 地域政策に対するWTOの影響

自由・無差別・多角主義というWTOの理念を中国の経済に取り入れれば、これまで閉鎖的政策を原則にしていた地域政策を、オープンな政策へ転換せざるをえない。これに対して、加盟交渉の首席代表である竜永図対外貿易経済協力次官は「WTOは市場経済のクラブであり、社会主義計画経済から市場経済に移行している中国にとって新しい出発点となる」と語った²⁾。地域経済に対するWTOの影響は多面であるが、大別すると、WTO制度本体の影響と次期の多角的貿易交渉（ドーハラウンド）の影響に分けることができる。

(1) 中国がWTO加盟で実施する主な内容

『中華人民共和国のWTO加盟協議書』³⁾によると、中国はWTOの構成員になることの代償として、300項目以上の義務を付されている。その主な内容は以下の通りである。

中国政府は、商品貿易、サービス貿易、TRIPSあるいは外国為替において、公表された法律・法規・政策だけを執行すると保証する。

中国政府は、商品貿易、サービス貿易、TRIPSあるいは外国為替に関する統一的な政策を実施する。

中国政府は、『中華人民共和国のWTO加盟協議書』が経済特別区、少数民族自治区、辺境貿易区、沿海開放都市、経済技

術開発区及び他の特別区を含む全ての関税領土に適用されるべきであることを承認する。

中国政府は、国内外の企業・個人を無差別に扱うことを保証する。

中国政府は、加盟後3年以内に外資の輸出入の権利を段階的に自由化していくことを承認する。

中国政府は、中国製品に限って繊維セーフガードが12年間認められることを承認する。

中国政府は、農産物における国内補助金率の上限を8.5%まで（途上国は10%）に抑えることを保証する。

中国政府は、関税を段階的に引き下げることを承認し、具体の目標を以下のように設定する。

- ・2010年までに全工業品平均8.9%（1998年16.6%）
- ・2006年までに乗用車25%（同80 - 100%）
- ・2005年までにコンピュータ0%（同25%）
- ・流通、銀行、損害保険、通信などの業種は、業種ごとに自由化の内容を年限を区切って規定する。

(2) 次期多角的貿易交渉（ドーハラウンド）の主な内容

2001年11月、ドーハで開催されたWTO閣僚会議は、次期の多角的貿易交渉（ドーハラウンド）を開始するという閣僚宣言を採択した。その主な内容は以下の通りである⁴⁾。

WTOは持続可能な開発を目的とする。

開放的で非差別的な多角的貿易体制の維持と、環境保護や持続的な開発を促進するための行動は、相互的な補完関係を構成すべきである。

WTOは非農産品における高関税や非関税

障壁の引き下げまたは撤廃を目指しており、途上国や低開発国に十分配慮しながら、交渉の対象が包括的で事前の例外はない。

投資ルール・競争政策は次期間僚会合で交渉を開始するかどうかを決定する。

環境保護に配慮したもののやサービスの関税や非関税障壁の削減について交渉する。

(3) WTO加盟による厳しい「国際ルール」の束縛

前述したように、中国経済は、世界貿易機関(WTO)への加盟で13億の巨大市場を外資から守ってきた規制のよろいが少しずつ取り払われることになり、厳しい「国際ルール」の束縛に置かれている。全体からみれば、大まかに四つの影響が予想される。第一に、国際化率を引き上げるために、有力な産業政策が打ち出せなくなり、産業構造の高度化を図りにくくなる。第二に、急速に拡大している経済格差に歯止めをかけるための地域政策の手段が限られており、共同富裕を理想とする社会主義理念を実現しにくくなる。第三に、急速な市場化が進み、国内経済に対する自由貿易のマイナス部分による悪影響は計り知れない。第四に、国内の経済活動や経済政策がどうかすると、「国際ルール違反」とされ、多くのWTOの訴訟案件に巻き込まれる。

3. WTO加盟がもたらすチャンス

(1) 国際経済環境の改善

WTO加盟は西部地域を含む中国全土にとって国際経済環境、特に輸出環境の改善を意味する。これまでは中国の輸出品が差別され、輸出額に上限を設けられていたが、これからは、他国から最恵国待遇を受け、

貿易紛争を解決する場所の獲得や、新しい多国間貿易交渉への参加など、貿易環境を改善する上で有利になってくる。これによって、中国の輸出品はほかの発展途上国の製品と同様に、アメリカ、日本、欧州市場に輸出することが可能になり、輸出の大幅な増加が期待されている。中国の国務院発展研究センターの研究によると、非関税障壁の撤廃やサービス市場の開放の影響を考慮しなくても、WTO加盟で1995年から2005年にかけて中国貿易の年平均の伸び率は、加盟しない場合に比べて2.5%増加すると予想されている⁵⁾。

また、グローバル化が進んでいるなか、中国の繊維、雑貨をはじめ労働集約産業はさらに比較的な優位性を発揮し、その製品の輸出がさらに伸びそうである。ある研究によると、中国の輸出主力である繊維・アパレル産業の雇用は、2010年までに600万人に増えると予測されている⁶⁾。西部地域では、労働力が豊富で、賃金が安く、それを生かして労働集約産業のさらなる発展が期待されている。

(2) 国内統一市場の形成を加速させること

これまで内陸地域では、その豊富な資源により、沿海地域に対する原材料、初級加工品供給基地として特化してきた。他方、沿海地域は、技術の優勢を利用して内陸の資源や初級製品を加工して沿海地域と内陸西部地域、さらに海外に販売するという、分業体制を構築した。このような分業体制は西部内陸と沿海双方の優位性を生かすという点で、一定の合理性が見出すことができる。改革開放の政策の実施に伴い、特に「一括請負」という財政制度の実施は地方分権の拡大をもたらし、全国各地で経済発展

の動きを刺激した。各地方間では「速度競争」と呼ばれる経済成長率競争が激化している。原材料・初級加工品と工業品との交易関係の改革や西部地区の市場改革が相対的に遅れているため、西部内陸地域は地域市場に人為的障壁をつくり沿海地域で生産される商品の流入と同地域への資源流出をブロックし、自らの経済規模を拡張することに走った。その結果、全国的に重複投資が重なっており、地域分業の原則にマッチせず、それぞれの地域の優位性を発揮できなくなる。

発達地域に傾斜するのは、「公平」という市場経済の基本原則に反する政策ともいえる。沿海地域、経済特区といった先進地域に傾斜する財政政策、税収政策、投資政策は、沿海地域に莫大な独占利益をもたらした。また、傾斜政策の本来の目的は国の資源の集中により、沿海地域の発展を優先させることであったが、結局は「不公平」な地域間の利益関係をもたらしてしまった。すなわち、内陸地域の利益の一部分は、国家の傾斜政策と市場要素の流動によって沿海地域に流れ込んだのである。このような不完全な競争環境に対して、地域利益を維持することを至上目標とする西部地域地方政府は、当然のことながら、その対応策を打ち出す。そして、市場経済のルールに反する政策が採用されるのである。その一つは、西部地域が比較優位の産業構造を拒み、ワンセット主義の工業化を追求することである。「地方主義」のために地域別に分断されてきた中国の国内市場が、今後も沿海傾斜政策をとり続けていくのであれば、各地域間の市場が分化してゆくという趨勢はますます助長されよう。中国の地域開発に自

由・無差別・多角主義というWTOの理念を取り入れれば、沿海地域・経済特区に対する優遇政策は徐々に取消され、後発の内陸地域はさらに重要視されてゆくはずである。そうなると、東部地域と西部内陸地域の政策環境は同一になり、地域市場が全国大市場に同化してゆくに違いないだろう。

(3) 外国投資のさらなる拡大

改革開放以来、世界各国からの対中国投資が急速に増えている。1979年 - 1999年の間に、多国籍企業の対中投資総額が3060億ドルに上り、全世界の外資利用額の10%、発展途上国・地域全体の外資利用額の30%に占める⁷⁾。外資の導入、特に直接投資の受け入れは多くの面で中国の経済発展に貢献し、中国東部沿海地域の急速な成長をもたらすもっとも重要な要素の一つになっている。基礎条件の欠如、輸出入均衡要求、進出地域と業務範囲の制限、ローカル・コンテンツ要求などの影響を受け、これまで外国投資が東部沿海の一部地域・製造業に偏在してきた。WTO加盟に伴い、輸出入均衡要求の撤廃、サービス市場の開放などの規制緩和と法律・法規の整備の加速を通じて、中国の直接投資受け入れは更に拡大していくと期待される。実際、中国のWTO加盟が確実となったことを背景に、2001年の外国企業の対中国投資は、予想以上の二桁成長を示している。特に、中国の国内市場に売り込もうという目的の投資が拡大している。

4. WTO加盟がもたらすチャレンジ

勿論、西部大開発にとっては、WTO加盟に伴う中国経済のグローバル化が必ずしも全部、よいことばかりではなく、直面しているチャレンジも大きくになりつつある。

前に述べたように、中国の市場化戦略は沿海地域を先行させ、その発展を内陸地域へ波及させることを意図している。その影響を受けて、西部地域ではかなりの計画経済の成分が残される。WTOの原則によれば、中国の市場改革は『中華人民共和国のWTO加盟協議書』に沿わなければならない。そうしないと、WTO加盟国、特にアメリカからの制裁を受けるに間違いない。WTOの3つの原則、すなわち無差別原則、透明度原則、公平交易原則のいずれの実施も根本的に中国の政策・法規を変えていく。それに伴い、中国の地域経済、特に後発の西部地域は大きなチャレンジに直面してくるに相違ない。

(1) 西部地域の低コスト優位性に対するチャレンジ

西部地域は豊かな土地、鉱産とエネルギーなどの資源を有するが、資源優位性は即ち経済優位性に等しくなっていない。たとえば、西部地域では労働コストが安く、労働集約産業の潜在力が大きい、脆弱な環境に加え、労働力の質が低く、技術のレベルが遅れているため、西部地域の労働集約産業の発展がなかなか進まず、資源優位性は経済の優位性に転換していない。甘肅省を例とすると、甘肅省では、農産物資源が豊かで、労働力のコストが安いにもかかわらず、労働集約製品の市場が沿海の製品に奪われ、GDPの7割が石油、非鉄金属産業から産出されてしまう⁹⁾。WTOに加盟すれば、グローバル化の進展は中国製品の技術含有量の上昇を迫り、労働力の優位性の衰退を加速させるに違いない。そうすると、低コストの大量余剰労働力というを西部地域の優位性を失う可能性が出てくる。

(2) 西部地域の産業構造の高度化に対するチャレンジ

比較優位の原則と中国の生産力の現状から見れば、西部地域の産業は資源開発加工、労働集約産業に特化すべきだろう。西部地域の産業構造の高度化を強化する目的で、20世紀末に中央政府は、沿海地域の労働集約産業が西部地域へ投資することを促進するという政策を打ち出した。これに加え、WTO加盟に伴い、大量の外資系企業はインフラ整備の整った沿海地域へ投資し、その代わりに、沿海の労働集約産業は後発の西部地域へ転移し始めている。西部地域の技術レベルが低い、沿海地域から転移された労働集約産業は低い環境基準、低い労働時間基準の産業に限られている。このよう状況に対して、もし西部地域は産業高度化のモデルに従って、上述産業を受け入れれば、西部地域は間違いなく“汚い産業の集中地”になるだろう。事実、東部沿海の重汚染産業の中には西部大開発を転移目標とする企業も既に出てきた⁹⁾。その結果、西部地域の労働集約産業、資源加工産業の発展は大きな制約を受けるに相違ない。

(3) 西部地域における輸出志向型経済の限界

1980年代から中国の地域開発戦略は沿海を中心として展開してきた。中央政府の優遇政策のもとで、沿海地域は、NIES、ASEANの経験から導かれた示唆に基づき、約30年間続いてきた輸入代替工業化を一転させ、輸出志向型工業化へと転換した。わずか20年ほどの間で、中国は、東南沿海地域の開発を通じて一次産品を輸出し、それによって工業化を遂げようとする後進農業国から、工業製品の輸出増加を中心とする

工業化を達成しようとする世界の製造業工場に変身し、輸出による経済成長に成功した。ただし、中国の輸出産業と外資系企業は沿海地域に集中している。2000年に沿海地域の輸出総量と外国企業投資総額はそれぞれ全国の8割以上に、反対に全国国土面積の6割を占める西部地域はわずか1割にしか達しなかった。外資と輸出産業に対する沿海地域の優位性は確固たるものがある。WTO加盟によって、安い賃金と向上した技術力に「貿易・投資自由化」が加わり、中国の「世界の工場」の地位は一層強固になりつつである。東西地域の基礎条件からみれば、東部地域は基礎条件がよく、市場の外向性が高く、WTO加盟に伴い、その外国資本の誘致と輸出がさらに増える可能性が高くなる。それに対して、西部地域は、インフラが整っていないことに加え、市場の開放度が低く、WTO加盟に伴い、大きなチャレンジを受けるに相違ない。対外貿易と外国資本の誘致が地域発展の新しい起爆剤になるつつある背景のもとで、中国の資金、人材、資源はさらに沿海地域に集中していくかもしれない。そうになると、東部と西部地域の格差がしばらくの間さらに拡大していくだろう。

(4) 西部地域の競争政策は大きいチャレンジを受けること

Porterの競争優位理論によると、主な西部地域は資源推進段階から要素推進段階へと転換している時期に属しており、国際分業の体系中では低競争段階に位置している¹⁰⁾。前に指摘したように、20世紀末、中央政府は西部地域の発展を加速させるために、一連の優遇政策を打ち出した。しかし、この政策の中で、WTOの無差別原則、公平交易

原則に反する政策が一部採用されている。とくに、西部大開発の政策が、統一された標準として中国全土に実施されることなく、西部地域あるいは西部地域の特定な企業や製品に適用される傾向が見られる。もしその政策がWTO加盟国に不利益をもたらせば、WTO加盟国から非関税障壁やダンピングの制裁を受けるに相違ない。

5. 西部大開発の政策調整

自由・無差別・多角主義を理念とするWTOは加盟国の地域政策に干渉するわけではないが、グローバル化が進んでいる中で、主権国家の地域開発政策もますます国際化の影響と制約を受けている。従って、WTOのメンバーになれば、地域政策及び関連する法律・法規を調整することが避けられないだろう。

(1) WTOと西部大開発の政策

WTOは統一された関税のもとで統一された通商政策を実行しなければならないと規定している。すなわち、その政策が特別地域、特別部門、特定の産業にかぎらず、統一の標準で無差別に全域に適用されなければならない。そうしないと、WTOの他の構成員に被害を与える場合、いつでもその構成員により非関税障壁やダンピングなどで訴えられる可能性が十分に高い。

だが、WTOは客観的な基準で地域政策を実施することに反対するわけではない。投資奨励と税金優遇政策はWTO加盟国がよく採用する後進地域を援助する手段である。WTOの「補助金と反補助金協定」は、補助金が発展途上国の重要政策手段の一つであり、特定の企業や地域に適用していない補助金は反補助金協定から除外すべきである

と了解している。したがって、西部大開発の政策は直ちにWTOの自由・無差別・多角主義という理念に反するわけではない。問題の中心は、西部大開発の政策がWTOのルールに従わなければならないという点である。

(2) WTOの次期多角的貿易交渉と西部大開発の戦略選択

ドーハのWTO閣僚会議は、次期の多角的貿易交渉（新ラウンド）開始を盛り込んだ閣僚宣言を採択した。この宣言の中に、開放的で非差別的な多角的貿易体制の維持と、環境保護や持続可能な開発の促進が盛り込まれた。現時点では新ラウンド交渉の結果を予測できないが、近い将来WTO協議の対象になる議題の中で、西部大開発に大きな影響を与えそうな問題は以下の三つ問題に集中している。

環境と貿易問題

国際貿易の中で、国によって環境保護基準と実施範囲が異なっているため、商品における環境コストの差が出てくる。先進国は、環境基準の低い発展途上国は、低い環境コストにより商品の比較優位を獲得し、先進国の商品市場を奪うことになると強く主張している。そのため、アメリカとEUを中心とする先進国は次期多角的貿易交渉に、環境問題を取り入れ、国際貿易における環境標準を制定するよう呼びかけている。

労働基準問題

20世紀90年代から、労働基準問題をめぐって発展途上国と先進国が大きく対立している。先進国は労働基準が基本的な人権で保護されるべきであると思っている。それに対して、発展途上国は、人類の基本的な人権が発展権と生存権であると主張し、買

易問題と人権問題をリンクすることに強く反対している。また、先進国は、発展途上国の従業員賃金が安く、特に幼年工と囚人が製造している商品のコストは非常に安く、強い国際競争力を持っているため、先進国の労働集約商品に大きな脅威をもたらしていると考える。そのため、労働基準を多角的貿易交渉に持ち込み、世界的に統一された労働基準を制定し、発展途上国の「労働ダンピング」を阻み、公平な貿易を实行しようとして強く主張する。それに対して、発展途上国は、労働コストが土地、資本、鉱物資源といった他の生産要素のコストと同じく、各国の資源の差によるものであると強く反論している。

競争政策と貿易

WTOの規則の中で競争政策にかかわる内容が取り上げられたが、アメリカとEUを中心とする先進国は、発展途上国の競争政策が公平性を欠き、ダンピングや財政補助金などにうったえるため、発展途上国の競争政策をWTOの多角貿易交渉に持ち込み、それによって発展途上国の競争政策の濫用を制限すべきであると主張する。それに対して、発展途上国は、競争政策をWTOの議題に持ち込むことに強く反対している。

(3) 西部大開発の政策調整

中国はWTOの構成員になれば、WTOの原則を守らなければならない。したがって、西部大開発の政策はWTOの原則を堅持し、次期多角的貿易交渉の方向性に沿って調整すべきであると考えられる。

西部大開発の政策を規範・調整すること

近年、中央政府及び関係機関は西部大開発を支援するために、いくつかの優遇政策を打ち出した。その主なものは、外国投資

優遇政策、産業政策、対外貿易優遇政策などを含んでいる。その政策の間には、矛盾がある一方、WTO規則に禁止された直接補助金の措置も含まれる。今後、全国の統一市場を実現する視点から、そうした直接補助金を取り下げ、そのかわり、優遇税金の実施、インフラの整備、教育の充実という間接補助金を投入すべきである。実施の時間的スケジュールとして、統一計画、段階的实施という戦略を採ればよい。WTO規則に認められる3 - 5年の過度期間においては、いまの政策の実施を加速させ、過度期間が過ぎてから、後進地域の振興に関する国際的な慣例に従って、世界中によく採用されている税金政策を実施すべきである。

地域政策、産業政策から環境政策と資源政策への転換

WTOは地域の傾斜政策に反対するわけではない。しかし、西部大開発の面積は全中国の国土面積の半分以上を占め、その一部の地域がかなりの経済レベルに達している。基準を統一せず、西部地区全域に特別な政策を実施することはWTOの原則に反する恐れがある。したがって、今後西部大開発政策の適用地域は経済後進地域に限定すべきであるが、その地域の選択は一定の標準、例えば一人当たりGDPや絶対貧困人口の比率などに基づく必要がある。

また、新貿易問題が大きく取り上げられるため、低い労働基準、低い環境基準の産業が慎重に扱われるべきである。環境問題、労働基準問題、競争政策問題が次期の多角的貿易交渉で採択されるかどうかは流動的であるにせよ、どの問題も人類発展に関わる問題であるため、近い将来にWTO規則に収められるに相違いない。したがって、西

部大開発は経済のグローバル化の流れに順応し、環境問題と労働標準問題を正確に扱うべきである。

西部大開発の政策から西部大開発法への転換

前に指摘したように、西部大開発を援助するために、中央政府及び関係部門は、いくつかの経済政策や資金面の優遇を表明し、西部大開発を中国の長期地域政策として大きく取り上げているが、実際には「大ぶろしき」的な側面が強く、具体的な中身に乏しく不明な点も多い。西部大開発の地域政策にしても、プロジェクトの優先的考慮、投資金額の拡大という抽象的な表現に止まっている。政策の不明のため、中央政府と西部地域の地方政府は具体的な政策をめぐって止まることのない駆け引きをしている。西部大開発を順調に推進するために、日本の北海道やアメリカ西部地域の開発経験に鑑み、開発より法律を先につくるべきである。その中で、まず“西部資源開発法”、“西部地域環境保護法”など単一の法律を作って段階的に実施しながら、最終に西部大開発法を作るべきである。

6．結び

改革開放20年余を経て、中国の経済発展は効率重視の沿海傾斜発展戦略から、公平重視の後進地域である西部地域の開発への転換を迎えている。第10次5ヵ年計画の中で西部大開発は21世紀中国のもっとも重要な課題の一つとして取り上げられている。西部大開発が推進されている最中に、念願のWTO加盟が実現されることになった。自由・無差別・多角主義による物とかなの国際取引の実現を目指したWTOのメンバーに

なれば、中国はグローバル・ルールの順守と近代化努力の全国展開を両立させなければならない。

市場経済のクラブであるWTOに加盟すれば、中国の社会主義市場経済建設が更なる新しい段階に移行していくに間違いはない。グローバル化が進んでいるなか、中国の繊維、雑貨をはじめの労働集約産業はさらに比較的な優位を発揮し、その製品の輸出がさらに拡大していくことであろう。また、国際経済環境の改善、外国投資のさらなる拡大、国内統一市場形成の加速化が期待されている。

しかし、WTOの3つの原則、すなわち無差別原則、透明度原則、公平交易原則のいずれにせよ、その実施は根本的に中国の政策・法規を変えていく。それに伴い、中国の地域経済、特に後発の西部地域は厳しい「国際ルール」の束縛に置かれている。WTO規則の影響を受け、西部地域の低労働コストの優位性が失われる可能性が出てくると同時に、西部地域における有力な産業政策が打ち出せなくなり、産業構造の高度化を図りにくくなる。さらに、国内の経済活動や経済政策がどうかすると、「国際ルール違反」とされ、多くのWTOの訴訟案件に巻き込まれる。

本論文では、WTO加盟がもたらすチャンスとチャレンジの要点をまとめるうえで、WTO加盟による西部大開発政策の調整に注目して、WTOとの整合性がある西部大開発の方向性と課題を明らかにした。グローバル化が進んでいる中で、主権国家の地域開発政策はますます国際化の影響と制約を受けている。そうしないと、WTOの他の構成員に被害を与える場合、中国はいつでもそ

の構成員により非関税障壁やダンピングなどで訴えられる。従って、WTOに加盟した現在、西部大開発は、WTOのルールに従い、地域政策及び関連する法律・法規を調整しなければならない。本論文では、西部大開発の政策の規範化、地域政策・産業政策から環境政策・資源政策への転換、西部大開発法の制定などの調整を取り上げたが、新貿易問題の対応や政策調整効果の分析という問題は、西部大開発の政策調整の重要な課題の一つとして残されている。

注

- 1) たとえば、中央政府は西部地域への多国籍企業投資を奨励するために、東部地域よりさらなる優遇政策を打ち出した。
- 2) 朝日新聞2000年11月11日
- 3) 「中華人民共和国全国人民代表大会常務委員会公報」2002年1月25日
- 4) 経済日報2001年12月14日
- 5) 馬成三(2001) p89
- 6) WTO上海研究中心の研究報告によるもの。
- 7) 陳漫(2001) p10
- 8) 2001年9月1日から5日間の聞き込み調査によるものである。
- 9) 経済日報2001年3月
- 10) 「経済人週刊」2002年1月17日

参考文献

- 鮫島敬治(2001)『中国WTO加盟の衝撃』日本経済新聞社
- 全国人民代表大会常務委員会(2001)「中華人民共和国加入世界貿易組織議定書」『中華人民共和国全国人民代表大会常務委員会公報』2001年12月
- 全議(2002)「入世と我国西部大開發的政策選択」『國際貿易』2002年第2期

中国のWTO加盟と西部大開発の政策調整

陳漫（2001）「我国引進外資的実効分析」『經濟管理
文摘』第20期

朱廷君（2002）「WTO新議題 对西部大開發的挑戰」
『經濟人週刊』2002年1月17日

WTO上海研究中心（2001）『WTO研究報告』上海対
外貿易学院

馬成三（2001）「拡大する外国企業の対中ビジネス」
（鮫島敬治（2001）『中国WTO加盟の衝撃』日本經
済新聞社）

劉光溪（1999）『經濟全球化 世界貿易組織与中国』
北京大学出版社1999年